

1 議 事 日 程 (第3日)

(平成26年第2回久山町議会定例会)

平成26年6月12日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 久山町農業委員会委員の推薦について

日程第3 議案審議

議案第21号 専決処分の承認を求めることについて

議案第22号 久山町教育委員会委員の任命同意について

議案第23号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(26久山町条例第9号)

議案第24号 久山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

(26久山町条例第10号)

議案第25号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
について (26久山町条例第11号)

議案第26号 久山町消防団消防ポンプ自動車購入契約について

議案第27号 町道路線の変更について

議案第28号 平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 吉村雅明

2番 山野久生

3番 阿部文俊

4番 有田行彦

5番 阿部賢一

6番 佐伯勝宣

7番 阿部哲

8番 本田光

9番 松本世頭

10番 木下康一

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

2番 山野久生

3番 阿部文俊

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町 長 久芳菊司

副町長 只松輝道

教育長 中山清一

総務課長 安部雅明

教育課長 伴義憲

町民生活課長 森裕子

— 平成26年6月定例会 —

会計管理者	松原哲二	税務課長	川上克彦
健康福祉課長	藤 充子	田園都市課長	實淵孝則
上下水道課長	矢山良寛	経営企画課長	安倍達也
魅力づくり推進課長	久芳義則		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	矢山良隆	議会事務局書記	笠 利恵
総務課主査	阿部桂介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですが、ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。2番山野久生議員、3番阿部文俊議員を指名いたします。

日程第2、久山町農業委員会委員の推薦について。議長発議により推薦し、決定したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第3、議案審議の方法。上程されている議案第21号から議案第28号までを一議案ごとに審議の上、採決を行う。議案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

以上の日程で本日の会議を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 久山町農業委員会委員の推薦について

○議長（木下康一君） それでは、日程第2、久山町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

現在の農業委員会委員の任期が7月19日をもって満了となりますので、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により推薦を行うものでございます。

議会推薦の農業委員は、お手元に配付のとおり、阿部賢一議員、阿部哲議員、實淵邦子氏、仲村ひろみ氏の4人を推薦候補者にしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

次に、ただいま決定しました4人の方の議会としての推薦議決をします。

議員の推薦議決については、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、そ

それぞれの推薦議決の際には退席をお願いいたします。

最初に、阿部賢一議員の推薦について採決します。

阿部賢一議員の退席を求めます。

〔5番 阿部賢一君 退席〕

○議長（木下康一君） お諮りします。

阿部賢一議員を農業委員会委員に推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、阿部賢一議員を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

阿部賢一議員に議場に戻っていただきます。

〔5番 阿部賢一君 着席〕

○議長（木下康一君） 次に、阿部哲議員の推薦について採決します。

阿部哲議員の退席を求めます。

〔7番 阿部 哲君 退席〕

○議長（木下康一君） お諮りします。

阿部哲議員を農業委員会委員に推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、阿部哲議員を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

阿部哲議員に議場に戻っていただきます。

〔7番 阿部 哲君 着席〕

○議長（木下康一君） 次に、實淵邦子氏の推薦について採決します。

お諮りします。

實淵邦子氏を農業委員会委員に推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、實淵邦子氏を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

次に、仲村ひろみ氏の推薦について採決します。

お諮りします。

仲村ひろみ氏を農業委員会委員に推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、仲村ひろみ氏を農業委員会委員に推薦

することに決定しました。

ただいまの結果、阿部賢一議員、阿部哲議員、實淵邦子氏、仲村ひろみ氏の4人を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案審議

○議長（木下康一君） 次は、日程第3により議案審議を行います。

これより議案第21号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案につきましては、2件分離して1件ごとに議題といたします。

まず、専決第1号久山町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 議案第21号、専決第1号に反対討論を行います。

地方税法改正に伴う法人住民税、法人税割の税率を引き下げるもので、消費税引き上げに伴い地方交付税の交付団体と非交付団体の間での税収格差が大きくなることが予想されるために、政府は新たに地方法人税、国税を新設するものであります。これに伴い、法人住民税、法人割の税率も都道府県では5.0%から3.2%へ、市町村民税は12.3%から9.7%に引き下げる、企業の実質的な負担は変わりません。しかし、地方税の一部を国税として地方交付税の原資として税源の偏在による自治体間の財政力格差を水平に調整するとしておりますけれども、これは地方交付税の財源保障の財政調整の機能を強化することでなすべきものであります。今回の措置は消費税増税と消費税を地方財政の主要財源に据えていくという狙いと一体のものであります。また、自動車取得税の引き下げ、軽自動車税の引き上げについてでありますけれども、自家用自動車軽自動車を除く5%から3%へ、営業自動車、軽自動車は3%から2%に引き下げ、一方軽自動車は、自家用1.5倍、その他貨物用は1.25倍に引き上げる増税をするものであります。今回の軽自動車税増税は、雇用や経済の面でも困難を抱えてる地方部や郊外の住民ほど負担増の影響が大きくなり、自動車業界の要望に応えた自動車取得税を減税、廃止し、減収のツケを軽自動車税の増税で賄うことが消費税増税に対しての二重の負担を押しつけるものであり、専決第1号に反対討論といたします。

以上です。

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより専決第1号久山町税条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本件は承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本件は承認することに決定いたしました。

次に、専決第2号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより専決第2号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本件は承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本件は承認することに決定いたしました。

次は、議案第22号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案につきましては、人事案件となっておりますので、個人の私生活に言及することが

ないよう、発言には慎重を期していただきたいと思います。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 今回、提案されている方、町長から説明がございましたように、これまでの実績、そして人物、申し分のない方ということは理解をしております。現在、教育委員会委員長というお立場でございます。今回、この議案、承認されましたら、また新たに選任ということで、選任は当然委員会の中でやられるわけでございますが、当然また4年間委員長として活躍されると、そういうことになるというのは当然の道筋でございます。今回、町長が再任ということで選ばれた経緯ですか、ほかにも人選があったとか、そしてやはり新しい血を入れるということでは、そうした選択肢もあったのではないのかなあということをお考えなくはございません。その辺について町長、御説明をお願いいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 提案理由の説明で申しましたように、4年間の教育委員としての、また委員長としての実績と本人のそういう持っておられる経歴、お人柄で一番最適だということで選任の同意をお願いしたということです。

それから、もう委員としての任期を終わられたから、新たに委員となりますけど、ちょっとおっしゃったように、ただ教育委員長というのは、これはまたちゃんと委員会ですることだから、それが当然の道筋ということではないんじゃないかなと思います。

以上です。

（6番佐伯勝宣君「はい、結構です」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号久山町教育委員会委員の任命同意についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第23号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第23号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号久山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第24号久山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第25号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第25号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第26号久山町消防団消防ポンプ自動車購入契約についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第26号久山町消防団消防ポンプ自動車購入契約についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号町道路線の変更についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第27号町道路線の変更についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第28号平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

議会閉会中の継続調査について、会議規則第75条の規定によって、各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配りました調査事項のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申し出があります。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成26年第2回6月定例議会を閉会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議もないようでございますので、平成26年第2回久山町議会6月定例会の閉会を宣告いたします。

長期間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前9時48分